

# 津山市立西小学校いじめ問題対策基本方針

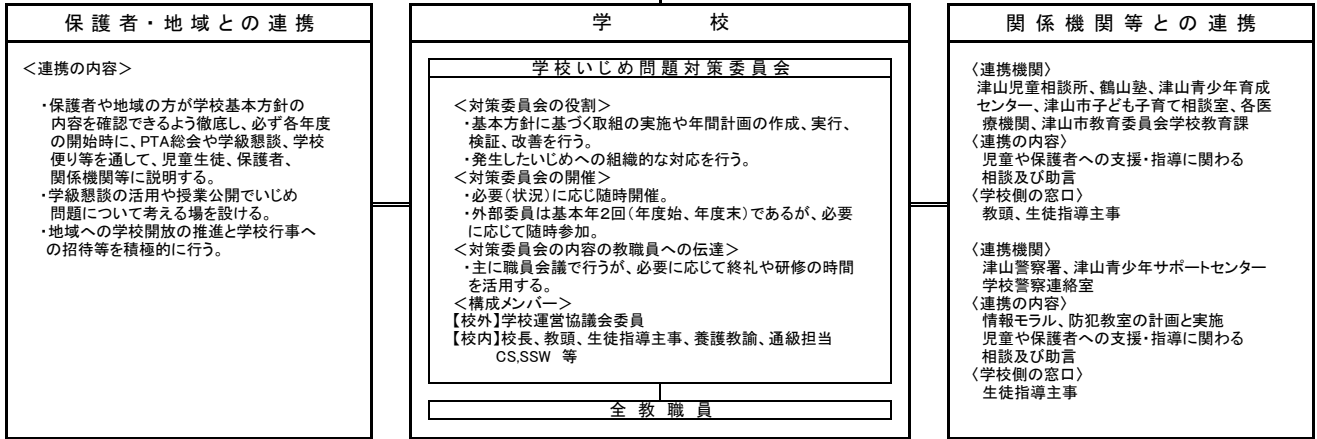
令和 7年 4月

め ざ す 子 ど も 像

「自分でみつける(自立) みんなで学ぶ(自己尊重)」

## いじめ問題対策の基本的な考え方

- ★いじめの定義「一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為。当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」
- ①いじめは、どの学級においても起こりうる、どの児童においても被害者や加害者、観衆または傍観者にもなりうる、という認識に立ち指導・対応に当たる。
  - ②いじめの未然防止を根本的対応としてとらえ、アンケート実施や教育相談による見立てを行い、児童の様子や情報の共有を日常的に行う。
  - ③けんかやふざけあいであっても、背景にある事情を調査・確認し、いじめに該当するかどうかを判断する。
  - ④いじめを受けやすい児童といじめをしやすい児童の傾向、いじめが起こりやすい環境等について研修を行い、常にアンテナを高くして未然防止・早期発見に努める。
  - ⑤いじめを認知しているということは、いじめの早期発見や解決に真剣に向きあっているという視点に立ち、軽微ないじめも積極的に認知し、解決に取り組む。
  - ⑥事案に関わる当該児童及び保護者に対しては、じっくりと耳を傾け、誠意をもって対応する。
  - ⑦事案に際しては、広い視野に基づいた多角的な支援を行うよう、チームでの対応を旨とし、いじめの早期解消を図る。
  - ⑧いじめ防止に関わる児童による主体的・自治的活動を推進し、いじめ防止について訴える力を育て、互いに支え合い協力していくことの大切さを実感させる。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 未 然 防 止	<p>◎いじめを許さぬ学校づくり、いじめが発生しにくい雰囲気づくり</p> <p>○児童の訴える力の育成や、見て見ぬ振りをせず互いに認め合い支え合う風土を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の主体的な活動を中心とした「いじめ防止啓発期間(6月)」や「人権週間」(12月)等への取組。</li> <li>インターネット等を通じたいじめに対処するため、小学校低学年から情報モラルについての啓発と指導を行う。</li> <li>道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。</li> <li>年間を通し、学校全体で児童の自己肯定感を醸成する取組を行う。</li> <li>児童に発信するだけでなく、学級懇談や学P行事などの保護者へ啓発を行う。</li> </ul> <p>◎学校の指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談の充実</li> <li>児童の学校適応感調査(学校楽しいーと)の実施と児童理解への積極的活用</li> <li>職員会議、ケース会等での情報交換</li> </ul> <p>いじめ問題や人権に関する研修の充実(配慮が必要な児童への対応)</p> <p>発達障害を含む障害のある児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害、震災により被災した児童等については、日常的な支援を行い、積極的に研修を実施する。</p> <p>◎学校と保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学級懇談の活用や授業公開</li> <li>地区懇談会の内容の工夫</li> <li>学校開放の推進</li> <li>行事への招待</li> <li>学校便り等による情報提供</li> </ul>
② い じ め の 早 期 発 見	<p>◎教職員による丁寧な観察と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に児童の様子を観察するとともに、保護者と連携を図りながら、細かな変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。</li> <li>PTAや見守りボランティア、学校地域支援本部や放課後児童クラブ等からも情報が得られるよう情報提供を依頼する。</li> </ul> <p>◎定期的なアンケート調査実施と校内教育相談体制の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎学期のアンケート調査や生活ノート(日記)、教育相談等、児童が悩みを打ち明けやすい環境を整える。</li> <li>児童のスマホ・ネット、ゲーム利用実態を積極的に把握する。</li> <li>スクールカウンセラー等の専門家を効果的に活用する。</li> </ul> <p>◎校外の相談機関等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校外の相談窓口についても児童や保護者に折に触れ周知する。</li> </ul>
③ い じ め へ の 対 処	<p>◎事実関係の把握</p> <p>①被害の様態(ふざけ～犯罪) ②被害の状況(時・所・回数・関わった児童等) ③集団の構造(被害・加害・観衆・傍観) ④いじめの動機・背景 ⑤被害児童の状況(心理面、身体面等) ⑥加害児童の状況(心理面等) ⑦保護者・他教師等様々な角度からの状況把握 ⑧他の問題との関連</p> <p>◎指導方針の確認と指導体制の確立</p> <p>いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、いじめ問題対策委員会に報告し、組織的ないじめ対応について具体的な指導方針と指導体制を計画する。</p> <p>◎いじめを受けた児童とその保護者への支援</p> <p>訴えに対する傾聴と共感の姿勢を大前提とする。</p> <p>被害者となった児童を最後まで守りぬくことを最優先に、当該児童及び関係者、またその保護者に対し支援を行う。</p> <p>◎いじめた児童とその保護者への指導と助言</p> <p>当該児童が抱える問題等を解決するために、専門家の助言や協力を効果的に活用する。</p> <p>◎ネット上の不適切な書き込み等についての指導</p> <p>その都度、削除要請や情報モラルについて考えさせ、たとえ軽はずみな行動であっても法的責任が問われること等を指導する。</p> <p>◎いじめの解消について</p> <p>いじめの解消については、行為が3ヶ月以上止んでいること、及び本人や保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等で確認し判断する。</p> <p>また、解消後も状況に応じて必要な見守りの継続を行う。</p> <p>◎重大事態について</p> <p>学校は、重大事態と思われる案件(①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が及ぶ。②いじめにより児童が相当の期間を欠席する:年間30日が目安)が認められた場合(疑いがある場合も含め)、ただちに教育委員会へ報告する。</p> <p>また、いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、津山警察署と連携して対処するものとする。</p>